

2016 November

11

No.801

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



今月の記事

● 日本年金機構

- ・資格取得時の本人確認事務変更のお願い 2
- ・厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・医療費節約3つのポイント 4
- ・柔道整復師の正しいかかり方 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・平成28年11月 社会保険事務講習会のご案内 6
- ・改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の概要 7

- ・年金相談窓口開設等 8
- ・セミナーのご案内「治療と職業生活の両立支援の現状と課題」 8

職場内で回覧しましょう

事業主の皆さまへ

資格取得時の本人確認事務変更のお願い

日本年金機構では、公的年金にかかるサービスの向上と本人確認の徹底のため、基礎年金番号と住民票コードとの「結び付け」を進めております。

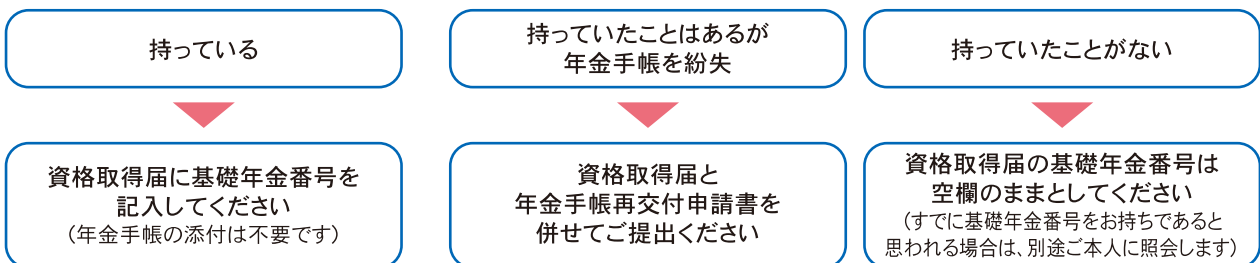
基礎年金番号と住民票コードの「結び付け」を一層促進するため、平成28年9月から厚生年金保険の加入時にも住民票コードの特定を行うこととしました。なお、住民票コードの確認ができなかった場合は、資格取得の処理を保留し、事業主さまあてに住民票上の住所等の照会をさせていただきます。

お手順をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。

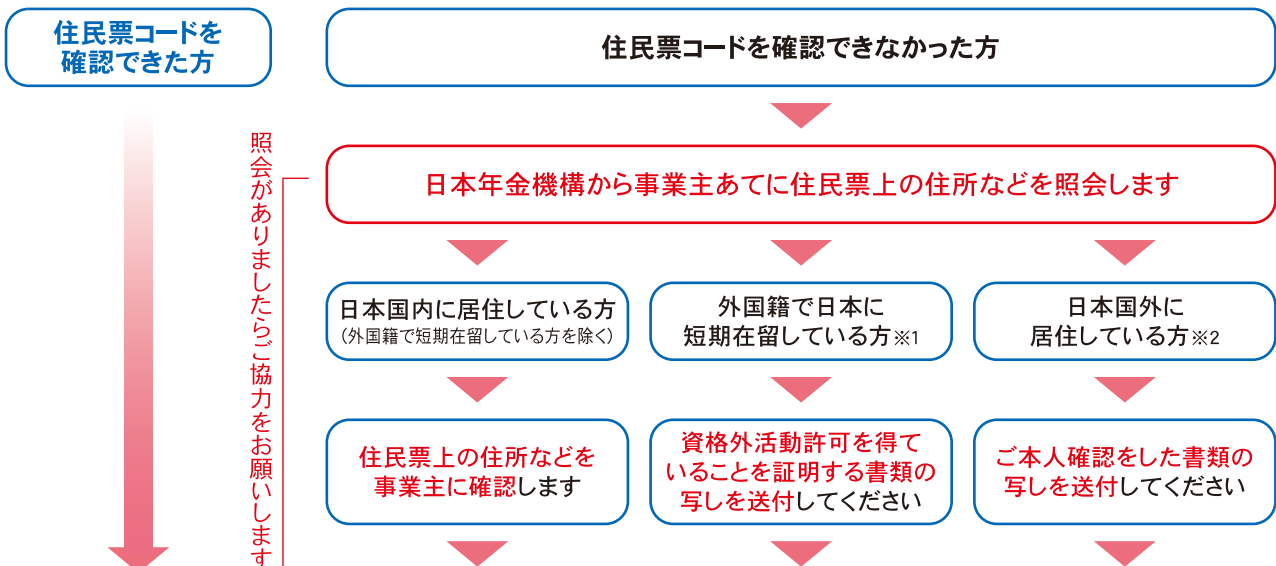
資格取得時にご確認ください

基礎年金番号をお持ちの方ですか？

(注) 日本に住所を有する20歳以上の方は、原則として基礎年金番号をお持ちです



日本年金機構において住民票コードを確認します



資格取得届の処理を行います

※1 短期在留している外国人の本人確認は、旅券の身分事項のページの写しと、⑦ 旅券の資格外活動許可証印のページ、④ 資格外活動許可書、⑤ 就労資格証明書 のいずれかの写しにより行います

※2 日本国外に居住している方の本人確認は、日本国内に居住している方に準じて、運転免許証、旅券(有効期限内のパスポート)、国または地方公共団体の機関が発行した資格証明書(写真付き)等の写しにより行います

*本人確認の証明書については、ホームページでご確認ください

厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定

平成28年10月1日より、厚生年金保険の現在の標準報酬月額の最低等級（第1級・9万8千円）の下に、新たな等級（8万8千円）が追加され、下限が引き下げられました。

改定前

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
5(1)	98,000		～ 101,000

改定後

標準報酬		報酬月額	
等級	月額	円以上	円未満
4(1)	88,000		～ 93,000
5(2)	98,000	93,000	～ 101,000

厚生年金保険の標準報酬月額の下限該当者の取り扱い

厚生年金保険の標準報酬月額の下限改定に伴い、平成28年9月30日以前からお勤めの次の方に対して、平成28年10月中に事業主または船舶所有者に改定通知書が送付されています。

- ・改定後の標準報酬月額88,000円に該当する厚生年金被保険者
- ・改定後の標準報酬月額88,000円に該当する70歳以上被用者

なお、標準報酬月額の改定に際して、事業主または船舶所有者からの届出は不要です。

被扶養認定における 兄弟の同居要件が廃止されました

健康保険法および船員保険法における被保険者の兄弟等の被扶養認定については、兄弟（収入要件と同居要件が必要）と弟妹（収入要件のみ）の間に差が設けられていましたが、平成28年10月1日より、兄弟の同居要件が廃止となり、弟妹と同様に収入要件のみで判断することになります。



お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5162
- 武雄年金事務所厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年11月分保険料の納付期限は平成29年1月4日(水)です。

知って
得する!

医療費節約 3つのポイント

少しでも安く買い物をして食費を節約、こまめに電気を消して電気代を節約等、日頃から節約を心がけている方は多いと思いますが、医療費に関してはいかがでしょうか?

実は、医療費もちょっとした心がけで節約することができるのです。医療費の節約といっても、具合が悪いのに受診せずに我慢するというものではありません。今回は、知って得する医療費節約のポイントをご紹介します。

1 「かかりつけ医」を持ち、はしご受診を控えましょう!!

病気やケガをしたときに、最初に相談できる自宅近くのお医者さん(かかりつけ医)を持つことが医療費節約の第一歩となります。ちょっと体調を崩したときや、日頃の注意が大事な生活習慣病対策などには、信頼できるかかりつけ医がいると安心です。

同じ病気で同時期に複数の医療機関に「はしご受診」をすると、受診の都度に「初診料」がかかり、医療費が高額となります。また、何度も検査や処置・投薬などを行うこととなり、体に負担もかかります。



2 大病院での受診や、時間外受診は控えましょう!!

病気やケガをしたときの初診の際、「紹介状なし」に特定機能病院や500床以上の大病院を外来受診した場合、初診料に加えて、**定額負担(初診5,000円、再診2,500円)**が必要となります。

また、休日や夜間など診療時間外に受診する場合は、医療費が高く設定されています。安易な理由で時間外に受診すると、緊急を要する重症患者への対応の遅れなどにもつながってしまいます。

緊急その他やむを得ない場合を除き、時間や余裕があるときには、家計にやさしい受診を心がけましょう。



3 休日や夜間に子供が急病になったら、まずは「救急電話相談」を活用しましょう!!

夜間や休日に、小さなお子様が急な症状で心配な場合は、まずは「小児救急電話相談」をご利用ください。症状に応じた適切な対応の仕方等のアドバイスが受けられます。ただし、明らかに緊急を要する急病の場合は、迷わず医療機関を受診してください。また、いざという時のために、事前に市町村のHPや広報誌などを確認しておくとい良いでしょう。



小児救急電話相談は、**全国同一の短縮番号「#8000」**です。

プッシュ回線の固定電話または携帯電話でご利用でき、お住まいの各都道府県の相談窓口へ転送されます。

佐賀県の場合は、佐賀大学医学部附属病院の救急医療の専門スタッフ(救急専門医や看護師等)が対応します。

柔道整復師の正しいかかり方

柔道整復師(整骨院・接骨院)で健康保険が使える範囲は決められております。例えば、「気持ちがいいから」という理由で、マッサージ代わりに利用することはできません。

健康保険が使える範囲を理解して、正しく整骨院・接骨院を利用しましょう。



柔道整復師の施術で、 健康保険の対象となる場合と、ならない場合の例

健康保険の対象となる場合

- 急性などの外傷性の骨折、脱臼
(応急手当以外は、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です。)
- 急性などの外傷性の捻挫、打撲、挫傷
(肉離れなど)

【主な負傷例】

日常生活上やスポーツ中に転んで膝を打ったり、足首を捻ったりして急に痛みがでたとき

健康保険の対象にならない場合

- 慢性的な筋肉疲労からくる肩こり・腰痛
- スポーツによる筋肉疲労・筋肉痛
- 病気(神経痛・リウマチ・五十肩・関節炎・ヘルニアなど)による痛み・こり
- 症状の改善がみられない長期の治療
- 医師の同意のない骨折や脱臼の治療
(応急手当を除く)
- 仕事中や通勤途上でのケガ

施術を受ける時の注意事項

- ◎領収証を必ずもらって保管しましょう。領収証は、医療費控除を受ける際にも必要になります。
- ◎施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、一度医師の診察を受けましょう。
- ◎「受領委任」の場合は、柔道整復師が患者の方に代わって保険請求を行うため、施術を受けたときには、柔道整復施術療養費支給申請書の受取代理人欄(住所、氏名、委任年月日)に原則患者の自筆による記入が必要となります。



協会けんぽでは、適正な受診により医療費の削減を図るため、また保険者として適切な支給を行うために、整骨院・接骨院へかかった方へ、負傷原因や治療内容などについて照会させていただきます。

照会が届いた方につきましては、ご自身で記入のうえ、ご回答をお願いします。



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！





平成
28
年度

社会保険事務講習会のご案内

『社会保険・雇用保険の適用実務』

実務に役立つ社会保険・雇用保険の適用について学びます。

地区	平成28年	会場
佐賀会場	11月14日(月)	メートプラザ佐賀 (佐賀市兵庫北3-8-40)
唐津会場	11月18日(金)	唐津市民会館 (唐津市西城内6-33)
鳥栖会場	11月22日(火)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
武雄会場	11月30日(水)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料** (但し、平成28年度会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会
 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉



社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号			☞おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	(佐賀 ・ 唐津 ・ 鳥栖 ・ 武雄) 会場 平成 年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

改正育児・介護休業法及び男女雇用機会均等法の概要

妊娠・出産・育児期や家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができる社会の実現のために

施行期日 平成29年1月1日

介護関係の主な改正点

- ①介護休業について、介護を必要とする対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として、分割して取得することを可能とする。
- ②93日の介護休業とは別に、所定労働時間の短縮措置等を3年の間で2回以上利用可能とする(例:3年間短時間勤務制度利用可)。
- ③家族の介護をしている間は、何年間でも残業せずに定時に帰ることができる制度の新設。
- ④介護休業給付金(雇用保険)給付額UP(休業前賃金の40%→67%)。

就業規則の変更手続きも必要



育児関係の主な変更点

有期契約労働者の育児休業の取得要件を、

- ①当該事業主に引き続き雇用された期間が1年以上であること、
- ②子が1歳6ヶ月に達する日までに、その労働契約(労働契約が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了することが明らかでないもの、とし緩和。

マタニティ・ハラスメントの禁止規定

妊娠、出産、育児休業、介護休業等を理由とする、上司、同僚などによる就業環境を害する行為を防止するため、雇用管理上必要な措置を事業主に義務付ける。

労働局のホームページや説明会(11/9)へもどうぞ。



最低賃金UP ～業務改善助成金で生産性UP～

佐賀県最低賃金は、平成28年10月2日から1時間21円アップの **715円**

チラシ「**業務改善助成金の拡充のご案内**」をご参照ください。

- ①拡充される内容が裏面にも記載
 - ②事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場まで利用可
 - ③過去に、この制度を使った事業場も再度利用可
- 生産性向上のための設備投資を行い、事業場内最低賃金を一定引き上げると助成金を支給します(助成の上限:50万円から200万円 助成率:1/2~4/5)。

→ 相談先 佐賀県最低賃金総合相談支援センター(0120-603-946) 社会保険労務士会内



厚生労働省 佐賀労働局雇用環境・均等室 TEL0952-36-6205

平成28年12月出張相談【予約制】

出張相談所	日 時		相談時間	予約申込先	
基 山 町 役 場	12月	13日、27日	10:00～16:00	佐賀年金事務所	0952-31-4191
多 久 市 役 所	12月	7日、21日	10:00～15:00		
伊 万 里 市 役 所	12月	2日、9日、16日	9:30～15:30	唐津年金事務所	0955-72-5161
鹿 島 市 民 会 館	12月	6日、20日	10:00～16:00	鹿島市役所 市民課年金係	0954-63-2117
有田町役場東庁舎	12月	14日	10:00～15:00	有田町役場 住民環境課 国民年金係	0955-46-2114

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。

年金事務所での年金相談

- 受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15
- 時間延長 週初の開所日 17:15～19:00
- 週末相談 第2土曜 9:30～16:00 (予約制)

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)

- 受付時間 平日(月曜～金曜) 8:30～17:15 (予約制)
- 予約申込先 ☎0942-50-8151

年金事務所では予約による年金相談を受けております

予約申込先 希望される日の前日までに申し込んでください。

- 佐賀年金事務所 ☎ 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 ☎ 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 ☎ 0954-23-0121



一般的な年金相談に関するお問い合わせは『ねんきんダイヤル』

0570-05-1165 (ナビダイヤル) へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は**03-6700-1165**にお電話ください。



受付時間

- 月曜日 午前8:30～午後7:00
- 火～金曜日 午前8:30～午後5:15
- 第2土曜日 午前9:30～午後4:00

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。

週の後半と月の後半はつながりやすくなっておりますので、どうぞご利用ください。

○ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「03-6700-1165」の電話番号からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。

○「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

治療と職業生活の両立支援の現状と課題

講 師 江口有一郎(佐賀大学医学部 教授)、家永佐智子(保健師・産業カウンセラー)

日 時 平成28年12月2日(金) 14:00～16:00

場 所 佐賀市立図書館 多目的ホール(佐賀市天神3丁目2-15)

参加ご希望の方は下記までご連絡下さい。

独立行政法人 労働者健康安全機構 佐賀産業保健総合支援センター

佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル4F TEL 0952-41-1888

セミナーの
ご案内
無料



あるアンケート調査によれば、「一生行くことはないだろう」と思う都道府県ランキングで佐賀県が堂々の1位だったとか。(社会人500人中49人)

ということは、一応県名は知っているけど...ということかな。

理由の1つとして「アクセスが悪いので、旅先として選びにくい」のだとか。そうかなあ、長崎に行くときは通るじゃん。「佐賀の魅力知らないヤツは来なくていい」と逆ギレでもしてみますか。

因みに、二位は青森(遠いわりに寒くて何もなさそう)、三位は沖縄(飛行機に乗るのが怖いから)だったそうです。